

2019年4月9日

平成30年子ども・子育て支援推進調査研究事業

「児童相談所、警察、検察による協同面接等の実態調査による効果検証に関する調査研究」

報告概要

事業の目的：

「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察とのさらなる連携強化について」（平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察が連携を強化して被害を受けた子どもへの協同面接を行うよう助言がなされているなか、協同面接等の実施状況について、平成30年4月より3省庁間で統一して把握すべき項目を整理し、情報を共有して把握する取り組みが進められている。一方で、協同面接の全国的な実施に向けて、地域の児童相談所、警察、検察の3機関間において効果的な情報共有がなされ、子どもの心理的負担の軽減に向けた取組が進むよう、現場における課題や有効な連携方法について検討、検証する必要性が指摘されている。

事業概要：

本事業においては、協同面接の取組の一層の推進に向け、児童相談所のみならず、警察及び検察にも実態把握のための調査協力を得て、児童相談所及び、警察・検察における協同面接の担当者にアンケート調査を実施し、地域の児童相談所、警察、検察における協同面接の実施状況や課題、有効な連携方法について検討、検証するとともに、今後の検討課題の整理を行った。

また、調査で把握すべき項目の選定や調査結果を踏まえた課題の整理にあたって指導・助言を得ることを目的として、7名の有識者からなる研究会を設置・開催した。

事業実施結果及び効果：

本調査事業を通して、地域の児童相談所、警察、検察における協同面接の実施状況や連携体制の整備状況、面接効果の実感に関して影響を与える要因や担当者が感じている課題が明らかになった。また、特に重要だと思われる課題については、研究会において、児童福祉を担う児童相談所の視点のみならず、捜査機関である警察及び検察の視点も踏まえた意見が交わされ、今後の有効な連携方法についての検討が行われた。

協同面接の取組は未だ途上であり、今後もその取組のあり方及び評価方法については、関係者及び有識者による継続的な多岐にわたる検討が必要となると思われる。本調査事業の結果は、協同面接の今後に向けた検討における重要な基礎情報となる。

株式会社キャンサーズキャン
介入研究事業部 部長 遠峰 良美